

最上町高齢者おかえり安心登録事業

全国的に認知症や徘徊※に関する事故が話題となっており、当町でも相談件数が増えています。この事業は、あらかじめ徘徊のおそれがある高齢者の情報を地域包括支援センターに登録しておくことで、徘徊で自分の家がわからなくなったり、行方不明になったりした時、捜索に必要な情報を迅速に警察・関係機関等に提供し、早期発見・早期保護につなげることを目的としています。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを、みなさんと推進していきます。

※徘徊とは…認知症の「周辺症状」と呼ばれる症状の一つで、家の中だけではなく外に出て、あてもなくうろうろと歩きまわる行動のことですが、認知症の方の外出の多くはご本人なりの目的や理由があつての行動だとも言われています。

利用できる方 認知症により、徘徊のおそれがある在宅で生活している方

利用手続き ①地域包括支援センターで事業登録の申請を行います。印鑑をご持参ください。
②地域包括支援センター職員が自宅へ訪問し、登録情報について聞き取り等を行います。

○お問い合わせ先 健康福祉課 地域包括支援センター (内線605)

【看護師等・看護学生のみなさんへ】 山形県最上町でインターンシップをしてみませんか？

山形県外在住の看護師・准看護師または日本国内在住の看護学生の方が最上町の病院等でインターンする際の旅費を山形県と最上町で支援いたします。

★令和5年度 お試しUJターン旅費支援事業★

対象者 山形県外に居住している方で、
①看護師又は准看護師として県外の病院等に勤務する者
②看護師又は准看護師の資格を有しているが、現に看護業務に従事していない者

日本国内に居住している方で、
③看護師等学校養成所に在学する者

※山形県の旅費支援事業対象であることが前提となります。

支援額 上限38,400円(県と町で負担します)

実施要綱 詳しくは、町ホームページをご確認ください。

支援にあたっては、事前相談が必要となりますので、下記のいずれかにご連絡ください。
最上総合支庁保健福祉環境部 保健企画課 企画調整・地域医療担当 電話：0233-29-1257
最上町健康福祉課 健康づくり推進室 (内線607)

山形県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

広域連合では、後期高齢者医療制度の健全な運営を図るために、年に1回「医療費のお知らせ」を発行し、被保険者のみなさまに、治療等にかかった医療費について確認していただいております。今年度は、令和4年11月から令和5年10月診療分までを発行いたします。このお知らせは確定申告(医療費控除)をされる際に使用できますが、医療機関の請求遅れといった理由で記載されていない分や令和5年11月と12月診療分につきましては、別途「医療費控除の明細書」への記入が必要となります。そのため、医療機関から受け取った領収書は、捨てずに保管されますようお願いいたします。

- ①**対象者** 山形県後期高齢者医療広域連合の被保険者
- ②**発行時期** 令和6年1月下旬
- ③**記載内容** 令和4年11月から令和5年10月診療分までの医療機関の名称・医療費の総額など
- ④**注意点** 確定申告(医療費控除)の詳細につきましては、広域連合ではご回答できませんので、お住いの地域を管轄する税務署または市町村の税務担当部署にお問い合わせください。

○お問い合わせ先 山形県後期高齢者医療広域連合 事業課 給付係 TEL：0237-84-7100
最上町健康福祉課 医療介護保険室 (内線609)

国民健康保険をやめる手続きを忘れずに！

新たに働き始め職場から健康保険証を受け取った際は、国民健康保険をやめる手続き(資格喪失届)が必要です。手続きをしないと、職場の健康保険と国民健康保険の両方に加入していることになり、保険料に加えて国税も支払う重複課税が起こる場合がありますので忘れずに手続きを行いましょ

う。また、退職等で職場の健康保険を脱退された場合は、国民健康保険に加入する手続きが必要です。国民健康保険の手続きは、役場1階の町民税務課町民生活室または、健康センターで行うことができます。

国民健康保険の資格を喪失するとき

職場の健康保険に加入、または家族の健康保険の被扶養者になったとき

【手続きに必要なもの】

職場の健康保険証(保険証が変わった方全員分)または健康保険・厚生年金保険被保険者証資格等取得連絡票、資格異動される方のマイナンバーが分かるもの、印鑑 など

国民健康保険の資格を取得するとき

職場の健康保険をやめたとき、または家族の健康保険の被扶養者から外れたとき

【手続きに必要なもの】

健康保険・厚生年金保険被保険者証資格等喪失連絡票、資格異動される方のマイナンバーが分かるもの、印鑑 など

○お問い合わせ先 健康福祉課 医療介護保険室 (内線609)